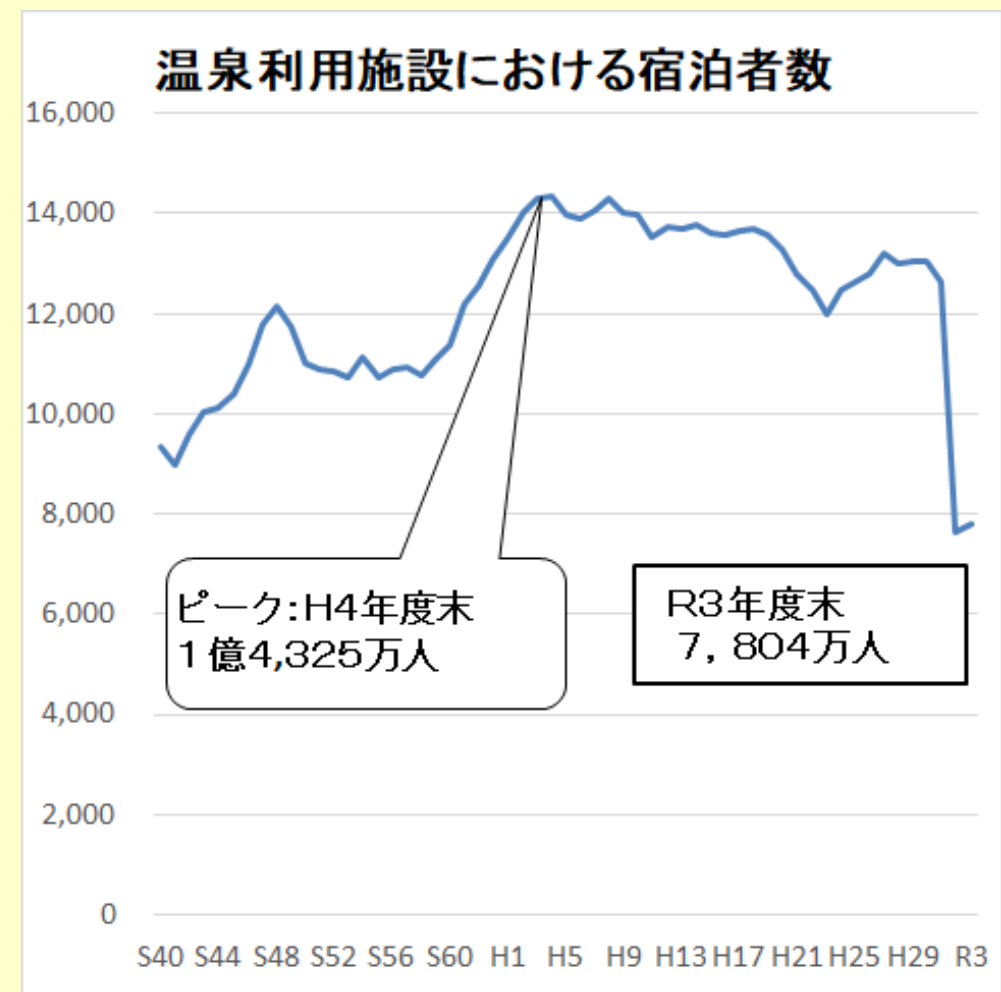
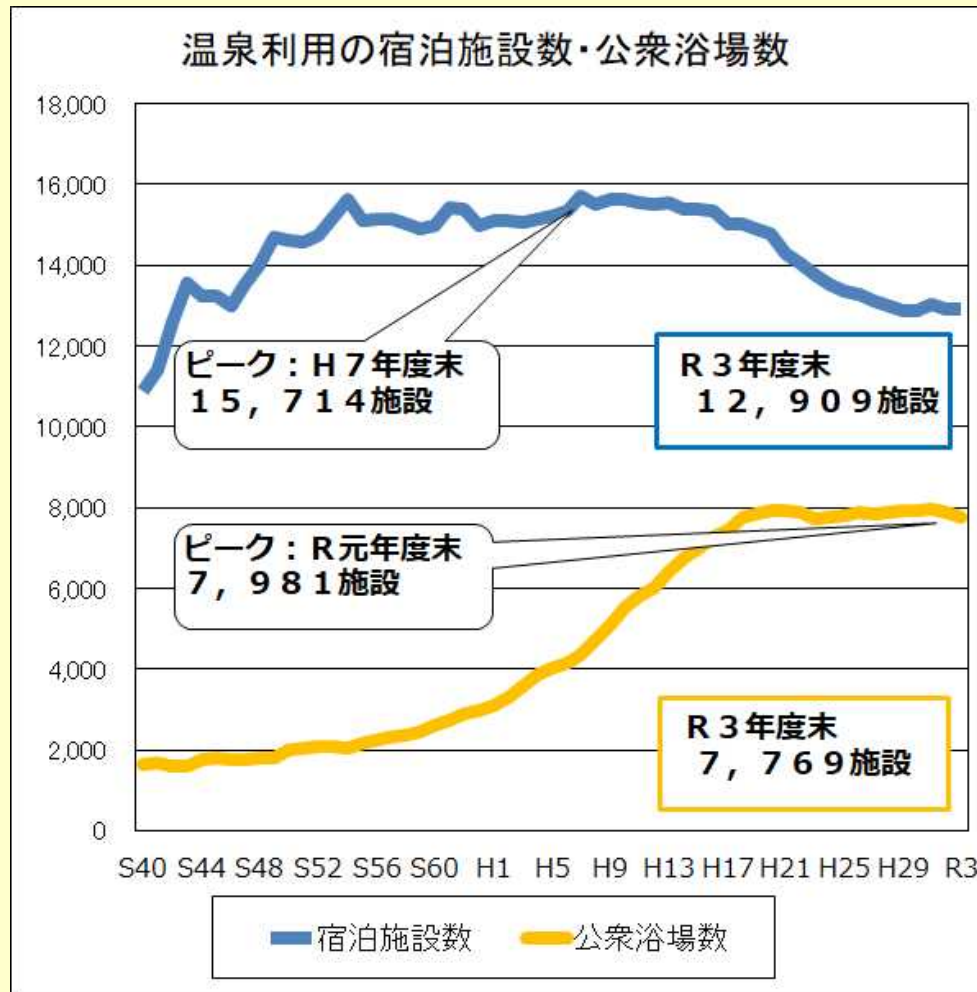


温泉法について
～社会的背景と法理念～

新・湯治♨

令和5年6月
環境省自然環境局



- 全国の温泉地数は約3,000カ所
- 温泉利用宿泊施設は減少傾向、公衆浴場数は横ばい
- 宿泊者数は横ばい（近年は1.3億人前後）

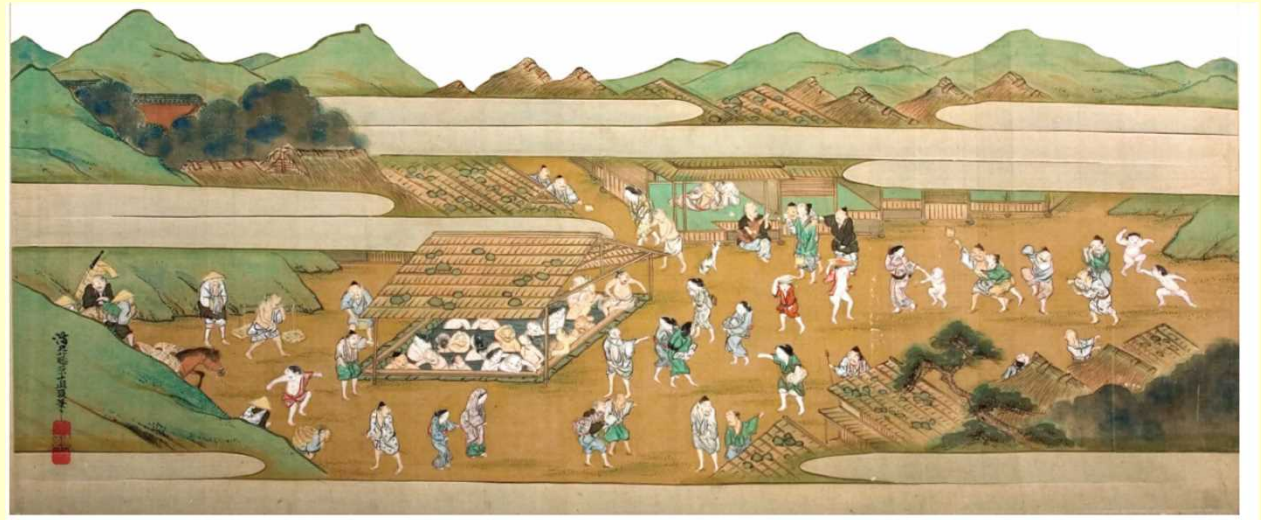
環境省では、平成27年12月に温泉地保護利用推進室を発足させ、温泉法の施行を通じた温泉資源の保護、適正利用の推進などに加えて、温泉地の活性化に向けた取組を実施

- 日本では古くからの温泉地に長期滞在し、入浴して病気を治療する「湯治」が盛ん→**湯治文化**
- 活動性の高い国土を反映して、**泉質が豊富**
- 温泉寺、温泉神社、高僧発見など医療的要素や信仰の対象にもなっている
- **江戸期までは自然湧出の温泉を利用**

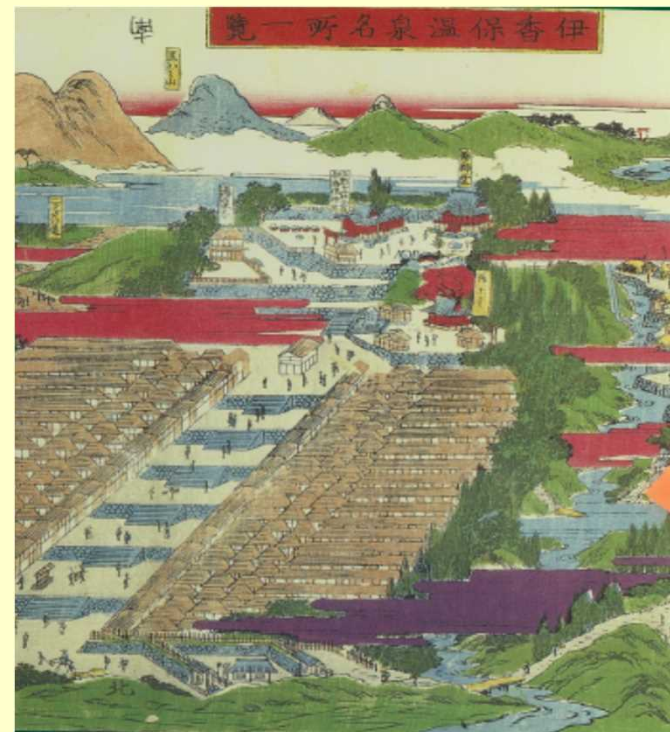


西暦733年に編纂された最古の風土記「出雲風土記」にも玉造温泉に関する記載が存在。

- 温泉が湧く場所に浴槽を設置し、その周辺に宿が設置
→温泉街のはじまり
- 外湯のために旅館から外出し、「街歩き」がなされていた
- 宿数・宿泊者数に対して湯量不足、より「困り込みたい」という旅館側の考え

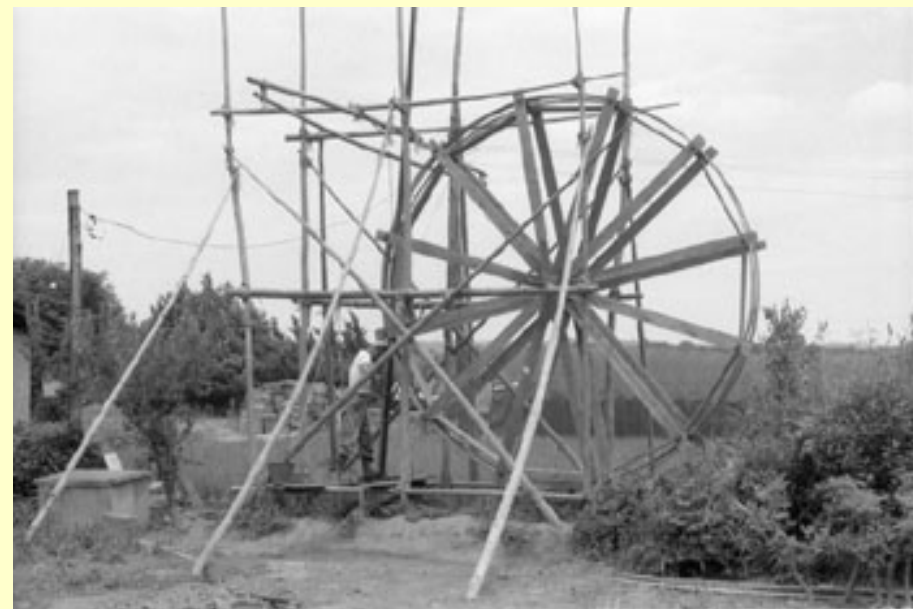


山中温泉（石川県加賀市）の湯治の様子（山中温泉協会提供）



伊香保温泉（伊香保温泉協会）

- 1870年代、上総堀によって温泉の掘削深度が向上。
→別府では300m程度掘った記録有り
1891年以前の人工掘削 1 源泉に対し、1892年は人工掘削泉が172源泉に)
- 衛生面（後述）と同じく、警察命令大権に基づく地方長官の取締命令によって制限

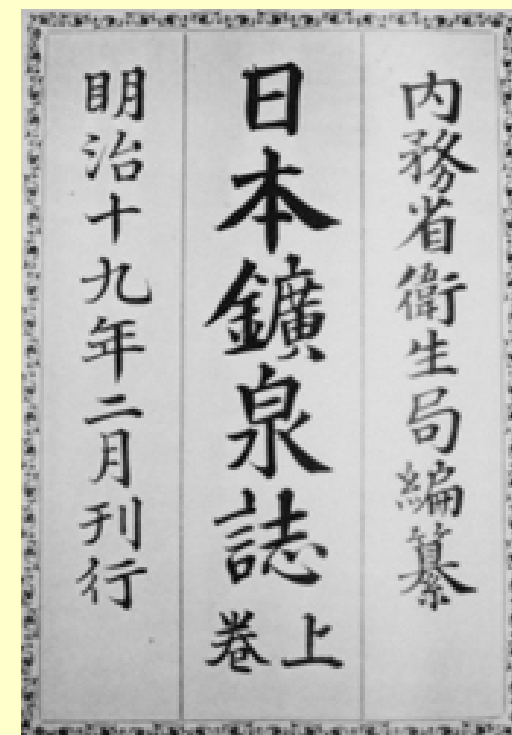


神奈川県立温泉地学研究所HPより

（参考）北海道庁令74号（明治20年）

「鉱泉所在地の近傍に於いて井泉等を掘削せんとする者は所管区役所の認可を請うべし」

- 文部省通達第69号（1873（明治6）年：各府県を通じ、鉱泉湧出の時代、年月を調査
- 司薬場（1874（明治7年）：鉱泉の分析試験、現地試験→性質・効能を公告。
- 1875（明治8）年に内務省衛生局へ（医学教育行政以外の衛生行政事項を移管）
- 1929（昭和4年）日本温泉協会が設立。内務省、鉄道省及び民間事業社（現在のJTB）で立ち上げ。
- 1938（昭和13）年厚生省衛生局保健課→1941年衛生課。
- 1942年衛生課廃止により中央での温泉行政は途絶える。ただし、軍の温泉療養所が各地に設置。



神奈川県立温泉地学研究所HPより

（参考）

- ・内務省通達府県衛生課事務条項**第七条**（1879（明治12）年）：
鉱泉の性質、効能を検し浴場の構造及び浴法等に注意し、且つ其の改良を謀る事を目的。
- ・「湯屋取締規則」（東京府、1879（明治12）年～）：防火、防犯、男女混浴・裸体露出の禁止のほか、湯質について記載。所管は警察。
（第14条）鉱泉、薬湯はその種質、効能、入浴法を浴場内の見えやすい所に掲示し（第十六条）、鉱泉や薬湯など特別の許可を受けたもの以外は前日使用の汚れた湯水は入浴用に使用してはいけない。
- ・静岡県鉱泉発見使用手続（1883（明治17）年）：温泉を利用する際の手続き等を記載。

背景

- 警察取締令・各府県令が昭和22年12月31日を以て失効するため、濫掘のおそれ
- 温泉に関する各種権利が複雑になり、各地で紛争化
- 資源保護、利用適正による「国民の保健・療養」に貢献
- 外貨獲得による国家再建

（参考）

第2回国会での厚生大臣による趣旨説明。

「我が国は、世界に冠たる温泉国でありまして、古来温泉は国民の保養又は療養に広く利用されて参ったのでありますが、温泉地の発達に伴い、或いは濫掘の結果、水位が下がって、ゆう出量が減退または枯渇するとか、或いは温泉に関する権利関係が複雑を極め、各種の紛争を起こす等いろいろの問題が出て参ったのであります。これらの問題を処理致しますため、従来都道府県令をもって温泉に対する取締りを行って参ったのでありますが、新憲法の施行により昨年末、これらの府県令はその効力を失ったのであります。しかしながら、温泉は我が国の天然の資源として極めて重要なものでありまして、これを保護するとともに、その利用の適性を図り、一面、国民の保健と療養に資すると同時に、他面その国際的利用による外貨の獲得に役立てますことは国家再建上、喫緊の要務と存じますので、この際、従来の都道府県令の内容とするところを基礎としてこれを若干、拡大致しまして温泉の保護とその利用の適正化に遺憾なきを期するためこの法律案を提出した次第であります。」

温泉法施行に関する通知（昭和23年厚生次官通知）より抜粋

「本法の目的とするところは、温泉の保護と利用の適正化とによって、公共の福祉の増進を図ることにある。従って、温泉の保護に急なるまり、徒らに既得権者の擁護に堕し、却って本法の趣旨を没却することのないよう留意すると共に、温泉の利用については、十分科学的基礎に立脚して公衆保険上の指導に遺憾なきを期せられたい」

温泉法の制定（昭和23年法律第百二十五号）

目 的： 温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること。

・温泉の定義の決定（第2条）温泉とは地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気、その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く）である"と述べ、第二条別表に掲げる"温度又は物質を有するものをいう

1. 温度（源泉から採取されるとき温度）

摂氏25度以上

2. 物質（下記に掲げるもののうち、いずれかひとつ）

物 質 名	含 有 量 (1kg 中)
	mg以上
溶存物質(ガス性のものを除く)	総量 1,000
遊離二酸化炭素 (CO ₂) (遊離炭酸)	250
リチウムイオン (Li ⁺)	1
ストロンチウムイオン (Sr ²⁺)	10
バリウムイオン (Ba ²⁺)	5
総鉄イオン (Fe ²⁺ +Fe ³⁺)	10
マンガン(Ⅱ)イオン (Mn ²⁺) (第一マンガンイオン)	10
水素イオン (H ⁺)	1
臭素イオン (Br ⁻)	5
ヨウ素イオン (I ⁻)	1

フッ素イオン (F ⁻)	2
ヒ酸水素イオン (HAsO ₄ ²⁻) (ヒドロヒ酸イオン)	1.3
メタ亜ヒ酸イオン (HAsO ₂ ⁻)	1
総硫黄(S) [HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの]	1
メタホウ酸 (HBO ₂)	5
メタケイ酸 (H ₂ SiO ₃)	50
炭酸水素ナトリウム (NaHCO ₃) (重炭酸ソーダ)	340
ラドン (Rn)	20 × 10 ⁻¹⁰ Ci=74 Bq 以上 (5.5マッヘ単位以上)
ラヂウム塩 (Raとして)	1 × 10 ⁻⁸ mg以上

温泉法の構成

①温泉の保護

- ・ 温泉湧出目的の掘削、増掘への許可制
- ・ 動力装置（ポンプ設置）への許可制

平成19年に追加

②温泉採取に伴う可燃性天然ガスによる災害防止

- ・ 可燃性天然ガスの湧出可能性がある温泉の採取時の災害対策
- ・ 可燃性天然ガスの湧出可能性がある温泉採取への許可制

③温泉の利用

- ・ 温泉の公共的利用の際の許可制
- ・ 禁忌症、入浴時の注意事項の掲示の義務
- ・ 国民保養温泉地の新規指定等を通じた国民への保健休養の提供



(参考)

当初案では第2条に「温泉権」が規定。その後、法務省との調整過程で削除された。その理由は、各地の慣習や慣行が多様であり調整に時間を要すると見込まれたため。

温泉権以外では、「温泉とは何か」が苦勞した点。温鉱泉法という案も当時は存在。

GHQは当初、土地をどうするかは所有者の権利であるとして、掘削の許可規程を認めなかった⁹

温泉法について

➤ 所管は厚生省公衆衛生局国立公園部（当時、1948年設置）

国立公園行政及び温泉行政を所管。同部が所掌することとなった理由は「貴重な天然資源の保護」、また「温泉の保健休養的利用は周辺の自然環境と一体のものとして認識され、温泉の有する効能は周囲の自然におり相乗的な効果を発揮するものである」ため。

1971（昭和46）年環境庁創設に際しても国立公園部の移管に併せて本法が移管。

➤ 都道府県の担当部局について

温泉法は自治事務であり、都道府県知事が許可制度を運用している。

都道府県については、環境庁への移管を踏まえて、自然保護行政部局に温泉行政を移管した担当もある

（公衆衛生部局（薬務課含）関係が担当：29県、自然保護行政関係が担当：17県。なお、東京都は掘削分野を自然保護行政部局（地下水担当）、利用分野を公衆衛生部局が担当）

➤ 改正は平成まで実施されず、「法解釈」による運用を実施。

→主な解釈上の論点。

温泉にあたるかどうか（第2条関連）、掘削許可が適当かどうか（第3条、第4条関連）、利用の許可（第15条関連）が適当かどうか。

温泉の利用形態について

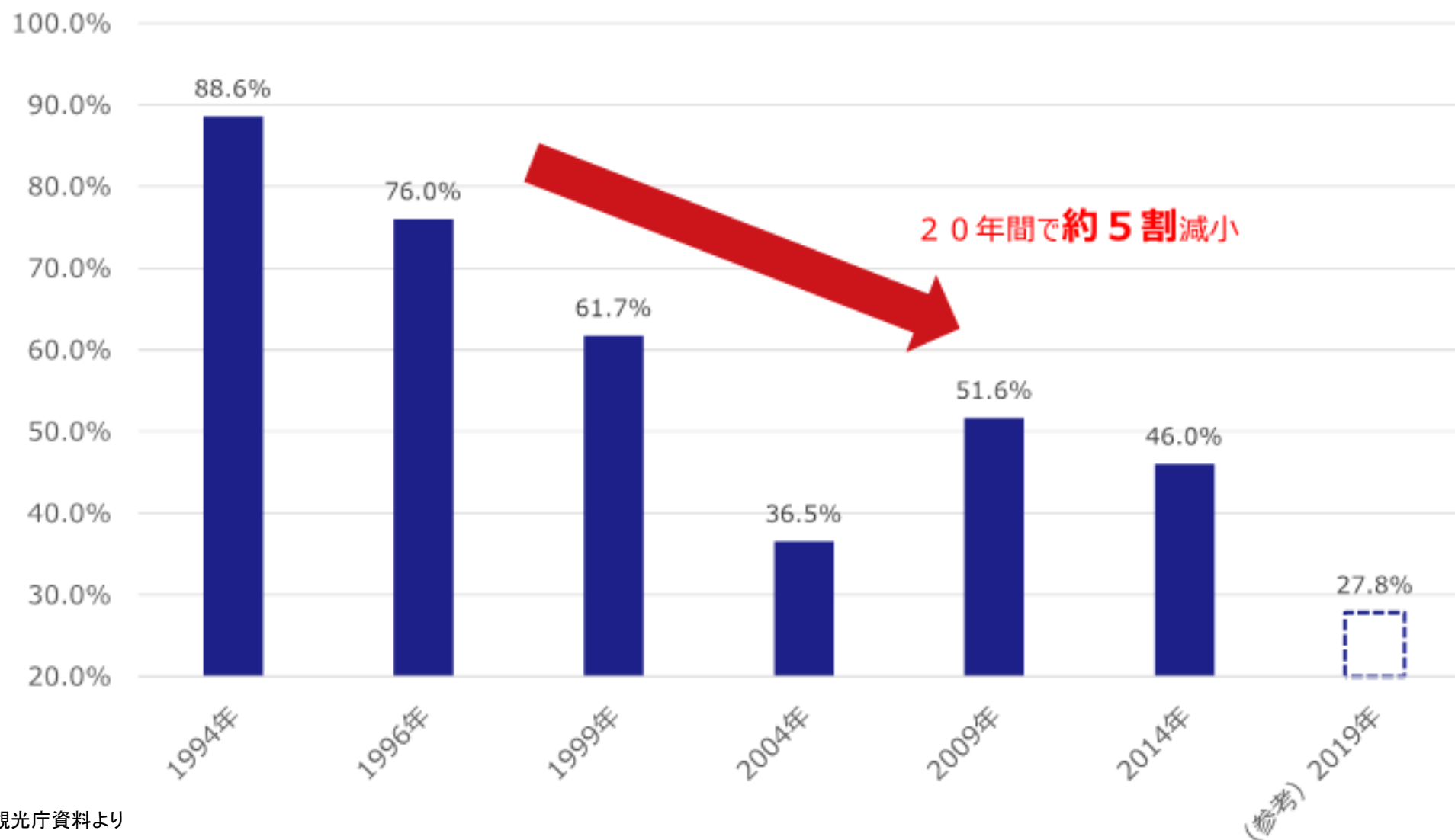
- 1960年代、経済成長に伴い、温泉地が「集団旅行」の場に
- 1980～90年代、大規模旅館・大規模開発が優先され、自然公園においても「リゾート」の波が押し寄せる
- 右図のように平成5年頃までは社員旅行・団体旅行の行先といった温泉地が「人気温泉地」としてランクインしている。

人気温泉地の変遷

順位	1987	1993	2015
1	和倉	古牧	草津
2	雲仙	和倉	由布院
3	指宿	山代	下呂
4	登別	道後	別府
5	玉造	雲仙	有馬
6	別府	秋保	登別
7	温海	鬼怒川・川治	黒川
8	山代	指宿	指宿
9	三朝	上ノ山	道後
10	鬼怒川	下呂	城崎

観光経済新聞社 につぼんの温泉100選より

社員旅行の実施状況の推移



- 団体旅行の代表とも言える社員旅行は90年代後半には顕著に減少

団体旅行客がメインの温泉地の宿泊客数の推移例



※平成16年度の国土施策創発調査によると、鬼怒川温泉の宿泊客数は、1980～90年代の景気高揚とともに旅館ホテルの大型化や新規立地が進み、平成5年のピーク時には年間341万人。その後、景気の低迷や団体旅行の衰退で減少に転じる。

観光庁資料より

■ 溪谷沿いの廃業・休業ホテル



国民保養温泉地について

- 国民の保健・休養に適した温泉地として温泉法第29条に基づき環境大臣が指定
※酸ヶ湯・四万・日光湯元を昭和27年に指定
- 歓楽化の防止、保健・休養などに主眼がおかれている。
- 周囲の自然環境・景観などを保全した温泉地が指定されており、黒川温泉等に代表されるような温泉地も存在
- 一方で、社会情勢や温泉利用形態が変わり、制度が形骸化
- 社会情勢、温泉利用実態に鑑み平成24年に選定基準を変



温泉と健康



湯治の場

- 個人
- 病気の療養
- 長期滞在



遊興の場

- 集団
- 歓楽
- 短期滞在



多様化

- インバウンドを含む個人
- ウェルネス及びヘルス
- 温泉利用型健康増進施設

古代～昭和中期まで
効能を重視(湯を重視)

温泉法施行
衛生面の配慮を規定
→適応症は法律事項には
入らず

平成中期以降
自然環境・食・歴史・文化
など「温泉地」をトータルで
楽しむ時代へ

平成29年5月～

「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に関する有識者会議」にて議論

温泉

- 国民共有の資源であり、温泉地の核となり、将来世代へ引き継ぐもの
- 日本は温泉や温泉地が持つチカラを十分に活用していないのではないか

古くからの
温泉地に長期滞在し、入
浴して病気を治療する
「湯治」

団体旅行としての温泉地の発展
療養や保養の場としての衰退

- ストレス社会、高齢化社会であり、ワークライフバランスが求められる現代において、社会全体として、リフレッシュや健康長寿のための場づくり、仕組みづくりが重要
- 官民一体となって地方創生、観光立国（インバウンド対策）を推進

温泉地の役割を見直し、「新・湯治」を提案（同年7月）

新・湯治
とは

- ・ 温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれあい、心身ともに元気になること
- ・ 年代、国籍を問わず楽しめる
- ・ 長期滞在を行うことが効果的

エビデンスも重視！

新・湯治推進プラン

… 「新・湯治」を提供する場としての新しい温泉地のあり方、環境省や関係機関に求めることをまとめたもの

楽しく、元気になるプログラムの提供

- ・ 泉質、地域資源を活かしたプログラムの提供
- ・ 多様な温泉地間の連携による情報発信等
- ・ 年代、国籍を問わず、長期滞在しやすい宿泊プランづくり

温泉地の環境づくり

- ・ 外湯めぐりの充実といった「にぎわいの創出」
- ・ 周辺の自然環境等の地域資源を一体的に評価し、持続的な利用（温泉熱利用、モニタリング）
- ・ 温泉地を拠点とした広域周遊、国立公園満喫プロジェクトとの連携

「新・湯治」の効果の把握と普及、全国展開

- ・ 温泉地全体の療養効果等を科学的に把握し、その結果の情報発信
- ・ 統一フォーマットの提示により、全国的なデータの蓄積、評価、公開
- ・ ストレス社会、健康長寿社会における重要性を踏まえた準備

推進体制の構築等

- ・ 地域会社設立や観光組織（DMO等）の活用による体制づくり、財源確保
- ・ 地域外の民間企業等との連携
- ・ 関係省庁の連携

国民保養温泉地が
中核的・先進的な役割

「新・湯治推進プラン」実現に向けた環境省ロードマップ

1 「チーム新・湯治」の活動を展開します。	「新・湯治」の考えを共有する地域、自治体、団体等を「チーム新・湯治」として緩やかにネットワークでつなぎ、互いに情報・意見交換するとともに、温泉地と企業等のマッチングを促進します。
2 全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクトを実施します。	温泉地で過ごすことのリフレッシュ効果等を把握する調査を全国で実施し、結果を温泉地のPR等に活用します。
3 温泉熱の有効活用を進めます。	温泉熱の有効活用は、温暖化対策や地域経済の安定に重要ですが、活用が進んでいるとは言えません。ガイドラインなどのツールを作成して普及を図るとともに、補助事業の効果的な運用を行います。
4 国民保養温泉地の活用方法を検討します。	国民保養温泉地は、国民の保養・休養の場として環境省が指定している温泉地であり、「新・湯治推進プラン」の中核的な役割を担うことが求められます。国民保養温泉地の社会的な意義の改めて見直し、その向上に努めます。
5 インバウンド対策を推進します。	外国人旅行者のニーズが多様化する中で、温泉地への旅行者も増加傾向にあります。「チーム新・湯治」において、インバウンドをテーマとしたセミナーを開催するなどにより情報提供などを行います。

チーム新・湯治とは

- ✓ 温泉地を中心とした自治体、団体、企業等による**多様なネットワークづくり**を目指した取組
- ✓ 本ネットワークを通じて、温泉地において多種多様な連携が生まれ、これまでになかった新しい取組が展開されることが期待

チーム新・湯治 に入ると

- ✓ 参加費は無料
- ✓ 環境省ホームページ、メルマガ配信（月1回）、全国温泉地サミット及びセミナー等、様々なチャンネルを通じて情報共有を行い、チーム員間での意見交換の場を設定
- ✓ モデル事業による取組支援の対象に

**410以上の団体・個人が参加
チーム員は
引き続き募集中**



- ✓ 主にチーム員の皆様を対象として、温泉地活性化に関する各種テーマで開催。
- ✓ チーム員の皆様の情報交換、つながる場としての機能も。

✓ 東京において多様なテーマでセミナーを実施(直近の実績)

- R2.8.26 【セミナー】現代人の生活に“寄り添う温泉”とは
～健康の維持・増進の観点から温泉地の可能性を考える～
- R2.10.2 【全国大会】温泉地でのワーケーション
- R2.12.21 【セミナー】健康経営時代における温泉利用と元気な暮らし、生き方
- R3.3.10 【セミナー】コロナ禍で考える、温泉地での滞在に資する食と宿泊施設のあり方
- R3.10.8 【全国大会】温泉地と地域の課題を解決する
- R3.12.17 【セミナー】新・湯治モデル調査から考える、今後の温泉地の可能性
- R4.7.21 【セミナー】通い、滞在する居場所としての温泉地づくり
- R4.10.7 【全国大会】温泉地におけるヘルスツーリズム／ウェルネスツーリズム
- R4.12.16 【セミナー】温泉地での滞在全体の療養効果を把握する
- R5.3.13 【セミナー】温泉地から切り拓くサステナブルな地域の未来

✓ 地方セミナーの開催(直近の実績)

- R1.7.11 伊豆半島（伊豆市修善寺温泉）
- R1.10.24 三朝町（健康と温泉フォーラムと共催）
- R2.2.14 雲仙市（雲仙市と共催）
- R3.2.19 福島市（土湯温泉・高湯温泉・飯坂温泉）



- 今後、チーム内での取組として期待されるコンテンツについて、モデル調査として実施し、その効果及び有用性の発信を目的として実施。
- 外部有識者の意見も踏まえて、令和元年度は3件、令和2年度は2件、令和3年度、令和4年度は3件を採択。
- モデル調査の成果は、ニュースレターやセミナーで発信。

年度	テーマ	申請者 チーム員	実証 温泉地
令和元 年度	温泉地×温熱×リラックス	新温泉町	湯村温泉 (兵庫県)
	温泉地×身近なマイノリティ	鳴子ワカモノ湯治	東鳴子温泉 (宮城県)
	温泉地×Business Woman & オープンイノベーション	株式会社ベーシック	伊豆修善寺温泉 (静岡県)
令和2 年度	温泉地×転地療法×地域食材	関金温泉振興組合	関金温泉 (鳥取県)
	温泉地×ワーケーション×リフレッシュチャージ	松之山温泉合同会社 まんま	松之山温泉 (新潟県)
令和3 年度	温泉地×ワーケーション×人と自然の共生	NPO法人土湯温泉 観光協会	土湯温泉 (福島県)
	温泉地×東洋医学(中医学)×美肌	株式会社温泉ビュー ティー研究所	法師温泉 (群馬県)
	温泉地×学生×居場所づくり	鳴子ワカモノ湯治	東鳴子温泉 (宮城県)
令和4 年度	温泉地×学知	温泉知研究会	湯野温泉 (山口県)
	温泉地×日本遺産×外国人	三朝町観光交流課	三朝温泉 (鳥 取県)

コンテンツモデル調査 事例 (温泉地×Business Woman & オープンイノベーション)	
概要	温泉地でテレワーク & ワーケーションを実践しながら、成長を促進するためのディスカッション（「ダイバーシティ」「健康経営」等も含む）を実践
参加者	企業に勤める女性リーダー10名
狙い	①温泉地でのテレワーク & ワーケーションのメリットを理解してもらい、社内で推進してもらう ②温泉地でオープンイノベーションを行うことで、地域や企業間の交流促進と新たな価値を創出
イメージ図	

全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクト (3カ年調査結果(平成30年度－令和2年度))

新・湯治

温泉地の協力を得て、温泉地全体で得られる療養効果を全国初の統一フォーマットで把握し、全国の温泉地の視点に立って情報発信するため、平成30年度より3年分(11,830件)の調査結果をとりまとめたもの。

結果① 温泉地滞在後は心身に良い変化が得られた

結果② ゴルフや登山などの運動、周辺観光や食べ歩き、マッサージやエステなどのアクティビティを行うこと等が、より良い心身への変化に関連

結果③ 長期間の温泉地滞在ではなくても日帰りや1泊2日、年間を通して高頻度で温泉を訪れることで、心身への良い影響

■今後の展開

- ・さらに調査継続してデータを集積し、より詳細な解析を実施。
- ・調査結果を全国的に発信し、「新・湯治」の効果の普及を図る。
- ・効果の普及により、多くの人々が温泉地を訪れることにより、温泉地の更なる賑わいの好循環の創出を期待。



「新・湯治」の効果に関する協同モデル調査

新・湯治

- 「新・湯治」の効果を把握するため、温泉地が大学や医療機関などの専門機関と連携し、協同モデル調査を実施。
- 外部有識者の意見も踏まえて、令和2年度、令和3年度は4件、令和4年度は3件を採択。
- 令和5年度も3件を採択。今後各地で協同モデル調査を実施予定。
- 温泉地が専門機関と連携することで「新・湯治」の効果を検証しつつ、多種多様な連携が生まれることで、さらに新しい取組が展開されることに期待。

年度	テーマ	実施主体	実施温泉地
令和2年度	温泉×ワークライフバランス	一般社団法人 加賀市観光交流機構	加賀温泉郷 (石川県加賀市)
	温泉地でのテレワークによる仕事の生産性、品質への影響	一般社団法人 日本テレワーク協会	鳴子温泉郷 (宮城県大崎市)
	温泉地におけるエコツアーの効果に関する調査	株式会社水明館	下呂温泉 (岐阜県下呂市)
	オーダーメイド型新・湯治効果の提案	薬師湯	温泉津温泉 (島根県大田市)
令和3年度	「通い湯治」文化の担い手発掘に向けた協同調査	株式会社JTB京都支店	京都温泉 (京都府京都市)
	健康創成と温泉 ～生活習慣病の未病治～	犬吠埼温泉協議会	犬吠埼温泉 (千葉県銚子市)
	健康意識改革のための温泉ウェルネスプログラム	NPO法人 日本スパ振興協会	増富温泉郷 (山梨県北杜市)
	数理モデルに裏打ちされた新・湯治プログラムの提案	湯野温泉事業協同組合	湯野温泉 (山口県周南市)
令和4年度	「依山湯治ビレッジ」の研究・開発	株式会社SD-WORLD	依山温泉 (山口県長門市)
	高濃度炭酸泉によるテレワーカーへの心身健康への影響調査	ビッグロープ株式会社	長湯温泉 (大分県竹田市)
	「目的から逆引きする入浴術・温泉地滞在術」を身に着ける旅	一般財団法人 日本健康開発財団	熱川温泉(静岡県東伊豆町)、伊豆長岡温泉(静岡県伊豆の国市)

(実施例)

新・湯治の効果に関する協同モデル調査 (令和2年度調査結果)

(温泉地でのテレワークによる仕事の生産性、品質への影響)

新・湯治

調査の目的・概要

新型コロナウイルス感染症が広がる中、多くの企業でテレワーク導入が進んでいる。自然環境下でのテレワークが労働者の心身の健康及び労働生産性の向上に有効というデータがあるが、温泉地でのテレワークも同様の効果が得られるか客観的な指標(自律神経モニタリング、心理テスト、労働作業量と品質)を設定し、都内のオフィスと温泉旅館でのクロスオーバー試験を用いて行った。



調査の基本情報

調査実施主体	一般社団法人日本テレワーク協会
調査温泉地	鳴子温泉郷(宮城県大崎市)
調査テーマ	温泉地でのテレワークによる仕事の生産性、品質への影響
連携専門機関	北里大学大学院医療系研究科
調査時期	令和2年9月～令和3年2月
調査協力者	都内の情報通信システム企業で働く20代、6名
その他	大崎市、株式会社Zooops Japan、鳴子ツカモノ湯治との協同により実施

調査結果のポイント

- ・睡眠状態(睡眠時間、深睡眠時間、リラックス度等)については概ね温泉地で良好
- ・心理テスト(POMS2)において7尺度(怒り、緊張、活気等)やネガティブな気分状態の指標(TMD値)において若干温泉地で良好
- ・労働生産性・品質(プログラムテスト、Webシステム構築)についてはほぼ同等の結果

【場所(温泉地と都内オフィス)での比較】

場所	温泉地	都内オフィス	温泉地	都内オフィス	温泉地	都内オフィス
平均	16.0	17.8	84.5	85.4	0.63	0.72

【実施回数(1回目と2回目)での比較】

回数	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
平均	14.8	19	86.5	83.4	0.61	0.74

表：場所(温泉地と都内オフィス)での比較、実施回数(1回目と2回目)での比較

考察

・温泉地で労働生産性・品質が上がる業務としては単純作業より企画系のものが有効と考えられる

・通常のオフィスの方が慣れや安心感により生産性が高いが、執務環境面の整備(条件)や温泉地での長期滞在で生産性があることが考えられる

- 温泉熱を使って、温水生成、温泉昇温、温泉で発電した電気による照明、温泉の放熱を活かした食品製造など、温泉熱はアイデア次第でさまざまな用途に利用することが可能。
- 国民共有の大切な資源である「温泉」のもつ熱を有効活用することで、さまざまな効果が期待される。

温泉熱利用により期待される効果



温泉熱の有効活用に関するガイドライン等の作成

環境省では、有効活用を促進するための各種ツールを作成

- ✓ 温泉熱有効活用に関するガイドライン
- ✓ パンフレット（概要版）
- ✓ 温泉熱利用事例集
- ✓ 温泉熱利用検討ツール



温泉熱の有効活用促進セミナーの開催

温泉熱利用に関心のある自治体・事業者等を対象としたセミナーを開催し、作成したツールを用いて温泉熱利用の普及促進を図っている

- ✓ 平成29年度 平成30年2月23日開催
- ✓ 平成30年度 平成31年3月1日開催
- ✓ 令和元年度 令和2年1月15日・23日・30日開催
- ✓ 令和2年度 令和3年1月28日開催
- ✓ 令和3年度 令和4年2月8日開催
- ✓ 令和4年度 令和5年2月21日開催



温泉熱有効活用事例集

- 「平成29年度温泉熱等の有効活用等検討委託業務」にて調査した温泉熱利用導入事例30事例を掲載。



温泉熱利用
事例集



環境省

温泉地

新しい
連携

団体・企業

いろんな主体が「温泉」をキーワードにつながる場

チーム新・湯治

「休暇は温泉
地で過ごそう」

効果を検証・発信

「ストレスが溜
まったら温泉地
に行こう」

「温泉地へ行こう！」という雰囲気作り

温泉地の活性化、温泉の末永い活用

新・湯治



絶景
文化体験
美容
ふれあい



写真：a side -満寿屋- ワークスペース
ワーケーション

湯治・観光
ワーケーション
交流・移住



長期滞在が可能に！

食・水・木材
再生可能エネルギー
癒し・健康



温泉地を中心として地域全体が元気に

温泉総選挙

概要：広く国民から様々な部門について投票を実施し、投票数により部門賞を表彰。また、各省庁賞においては、各省庁が重視する取り組みを実施している温泉地を表彰。

実施主体：旅して日本プロジェクト

表彰式：オンラインで生配信



2022年度 環境大臣賞
島根県浜田市 美又温泉

環境大臣賞



島根県 浜田市
美又温泉

ONSEN・ガストロノミーツーリズム

概要：温泉地をウォーキングして、温泉につかり、その土地ならではの食材をいただき、ゆっくりと歩く目線でその地域の景観や自然を体感するイベントを開催。

実施主体：一般社団法人ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構

